

## 不正防止計画推進部署に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸情報大学院大学における不正防止計画推進部署(以下、「推進部署」という。)の組織および業務について定める。

(組織)

第2条 最高管理責任者の下、推進部署を置き、その責任者に事務局長を充てる。

2. 推進部署の構成員は次の通りとする。

- (1) 事務局長
- (2) 研究科長
- (3) 学園事務局リーダー
- (4) その他最高管理責任者が必要と認める者

(所掌業務)

第3条 推進部署は、次の各号に掲げる研究費等に係る業務を所掌する。

- (1) 研究費等の不正使用の発生要因の調査及び分析に関すること。
- (2) 研究費等の不正使用の防止計画(以下「不正使用防止計画」という。)の立案及び実施に関すること。
- (3) 不正使用防止計画の実施状況の把握に関すること。
- (4) その他不正使用防止計画の推進に関すること。

(庶務)

第4条 推進部署の庶務は、事務局が担当する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、推進部署の意見を聴いて最高管理責任者が行うものとする。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。